

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第2号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第2条関係） 1～5 略 <u>6</u> <u>社会福祉法人香川県社会福祉事業団</u> <u>7</u> ・ <u>8</u> 略 <u>9</u> <u>高松商工会議所</u> <u>10</u> <u>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> <u>11</u> ・ <u>12</u> 略	別表第2（第2条関係） 1～5 略 <u>6</u> ・ <u>7</u> 略 <u>8</u> ・ <u>9</u> 略 <u>10</u> <u>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</u>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。